

糸島市補助金設計書

所管課 地域福祉課

補助金名称	成年後見人等助成金（障がい者）
区分	⑥国県制度事業補助
該当例規等	糸島市成年後見制度利用支援事業実施規程

【長期総合計画体系】

基本目標4_健康で安心して暮らせるまちづくり

政策3_支援を必要とする人たちへの福祉の充実

施策③_障がい者福祉の充実

1 補助の目的

判断能力が十分でない知的障がい者及び精神障がい者の成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の自己決定の尊重及び権利の擁護に資することを目的とする。
障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の必須事業に位置付けられている。

2 成果指標

指標① 利用者数(年間)

目標値① 3 (単位) 件

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

市長申立てによる成年後見制度の利用に要する費用のうち、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65条の10の2に定める費用の全部又は一部を助成する。

成年被後見人等が、生活保護受給者または生活状況から報酬を負担することが困難であると市長が認める者のいずれかに該当する場合、成年後見人等への報酬の助成として助成金を支給する。

【補助対象者】

成年後見人等

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

審判請求に要した費用及び後見人等の報酬

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助限度額】

- ・施設に入所している者
月額18,000円を限度
- ・その他の者
月額28,000円を限度

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 7 年度 まで